

『農隠廬日記』にみる江浙戦争前後の江蘇エリートと「自治」の模索

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小川, 唯 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22442

『農隱廬日記』にみる江浙戦争前後の 江蘇エリートと「自治」の模索

小 川 唯

要旨 1924年9月に勃発した江浙戦争によって、中華民国建国以来、上海周辺が初めて戦場となった。本稿では、郷里の緊迫した状況を目の当たりにした王清穆が、地域エリートとして、いかなる人脈と情報をもとに、いかなる問題意識を持ち、対策を行ったかを、彼の長編日記である『農隱廬日記』1924年6月（甲子五月）～1926年1月（乙丑十二月）の記載をもとに明らかにした。王清穆は、上海にごく近い崇明島の郷紳であり、目の前の戦争に対して、江蘇省で戦争回避の請願や戦災の救済活動を行った。本稿では、彼が日記の中で、隣接する浙江省での連省自治運動に言及し、「自治」をキーワードとして、時局の解決を考えていたことに注目し、背景となる当時の動向と照らしながら、王が目指す自治像について分析した。

その結果、王は1920年代に各地で高揚した省自治法の制定には関心がなく、むしろ「廢督裁兵」「軍民分治」を重視し、軍人の干渉を受けず省政や公益事業を実施する「自治」、地域エリートが専門知識を活かし、省政に意見を反映する「自治」を主張していたことがわかった。それゆえ、戦後は士紳層の代表的人物として、江蘇省を統治する「軍閥」盧永祥の善後委員会や、その後の孫伝芳統治下の政治会議にも積極的に参加し、自身の専門分野である水利工程を通して、地方自治の再建を期待した。また、王が儒教的な価値観を保持し、秩序回復を模索した経緯や心情を明らかにした。

このように、王清穆という人物を通して、「軍閥」による相次ぐ戦争、国民革命による体制転換が新たに迫るといふ複雑な政治変動下において、近代中国の地方自治運動の先行研究では言及されることの少なかった地域エリート側の穏健な態度の具体例を提示した。

キーワード：江浙戦争、江蘇省、地域エリート、地方自治、軍閥

はじめに

王清穆（1860-1940）は、清朝末期に総理各国事務衙門や商部といった新設の中央官庁に勤務した後、郷里の江蘇省崇明県に帰り、地方公益事業に長く従事した地方の名士である。彼の長編日記『農隱廬日記』（1893-1940）は、地域エリートの日常生活、すなわち人脈、読書歴や

情報源、祭祀儀礼、食事、医療などの習慣、事業経営、会合や調査に伴う地域間移動、時事に対する意見や思想等、様々な側面を垣間見ることができる貴重な資料といえる。

本稿では、1924年9月に勃発した江浙戦争によって、中華民国建国以来、上海周辺が初めて戦場となり、郷里の緊迫した状況を目の当たりにした王清穆が、地域エリートとして、いかなる人脈と情報をもとに、いかなる問題意識を持ち、対策を行ったかを、『農隱廬日記』1924年6月（甲子五月）～1926年1月（乙丑十二月）の記載をもとに明らかにする。特に、目の前の戦争に対する抗議や戦災救済活動のみならず、善後策を講じるなかで、隣接する浙江省での連省自治運動に言及し、江蘇省の地方自治の前途について主張する記述に注目し、背景となる当時の動向と照らしながら、王が目指す自治像について分析を行う。これにより、複雑な政治変動下における地域エリート側の具体的な反応を提示するとともに、王独自の立場も明らかにしたい。

江浙戦争時期の上海周辺における和平運動や地方自治運動について、先行研究では、「国民革命」との関連を探る笠原十九司（1974）、李国忠（2004）、近代的な社会層とくに商業界の政治参加の視点から分析する金子肇（1985）、馮筱才（2004）、連省自治運動を清末以来の中央・地方関係の制度構築過程に位置づける胡春恵（1983）、金子肇（1992、2008）などがある。これらの研究は、中華民国前期の多元的な権力構造と政治変動の関係を考察するうえで、重要な視角を提示してくれる。また、これらの運動を、清末から続く郷紳・商紳ら地域エリートによる地域社会の秩序再編の流れとしてとらえ、江蘇エリートの政治活動や人的結合を検証した田中比呂志（2010）らの研究がある。これらの研究により、上海を取り巻く地方自治の経緯や担い手がかなり詳細に明らかになった。

ただし、多くの研究では、和平運動や地方自治運動は最終的に「軍閥」の利権争いに利用されて成果を得られなかったという結論に収斂されやすい。地域エリートの要求や立案の多様性や実効性を考慮し、「軍閥」や「国民革命」との相関性、親和性について踏み込んで検証したものは少ない。とりわけ江浙戦争・奉直戦争中における地域エリートの活動については上海の動向以外の研究の層は薄い。そういった意味で、上海にごく近い崇明島の郷紳であり、江浙戦時に士紳層の代表的人物として江蘇省にて請願・救済活動を行い、盧永祥の善後委員会や孫伝芳統治下の政治会議にも参加した王清穆という人物の事例を挙げることは、地域エリート側の視点で社会運動や自治への参与の動機を具体的に解明する貴重な史料を提示するものとなる。

1. 江浙戦争という転機—1920年代の政治状況と地域エリートの反応

まず、『農隱廬日記』の書かれた時代背景を整理しておく。戦況と和平運動については前述の笠原、馮の研究を、省自治運動の経緯については胡、金子、田中の研究を主に参考とし、当時の『申報』『東方雑誌』等の新聞雑誌も参照した。

(1) 奉直戦争と江浙戦争

辛亥革命を経て、共和制を掲げて誕生した中華民国は、1916年に大總統袁世凱が死去して以来、いわゆる「軍閥割拠」の時代を迎えた。北京政権下で有力な安徽派、直隸派、奉天派と、南方の孫文ら広東政権は、列強からの借款を得て、やがて2度の奉直戦争を展開する。1920年の安直戦争で敗れた安徽派、1922年の第一次奉直戦争で敗れた奉天派は、中央政権で最も有力な直隸派と対立する勢力を維持していた。1923年10月、直隸派曹錕が国会議員を買収し大總統に選出させた事件が輿論の批判を浴び、求心力を失い始めたのを機に、1924年9月3日、安徽派の浙江督軍盧永祥と、直隸派の江蘇督軍齊燮元との間で江浙戦争が開始した。盧は曹錕批判と廢督裁兵、連省自治を主張し、「法統」「和平」を訴える地域エリートを勢力に取り込み、対する斉の思惑は、安徽派が滬護軍使を歴任し、事実上浙江省が統轄していた上海を江蘇省属へ奪還し、勢力を拡大することであった⁽¹⁾。9月17日、奉天派の張作霖が参戦し、山海関や承德などへ戦局を拡大し、これを直隸派の呉佩孚が迎え撃ち、第二次奉直戦争に発展した。9月22日、齊燮元を支援する福建軍務督理孫伝芳が浙江に進攻し、湖州、杭州を攻略し、盧軍は上海及び嘉興に撤退した。その後、黄渡、嘉興、馬陸、松江、青浦での戦闘を経て、10月13日、盧は下野を宣言して日本へ逃亡し、盧軍の残党も鎮圧されていった⁽²⁾。

こうして江浙戦争は直隸派が勝利したが、事態は一変する。10月23日、本来は直隸派であった馮玉祥が曹錕を監禁し、「清朝優待条件」の廢止を宣言し、清朝最後の皇帝であった溥儀を紫禁城から追い出す北京政変が起きたのである。馮はさらに「国民軍」の結成を宣言して孫文に北上を要請し、同時に張作霖や段祺瑞にも結集を呼びかけ、対する呉佩孚は華北で敗戦を続けて撤退した。その後、馮玉祥と張作霖の支持を受けた安徽派首領の段祺瑞が政権に返り咲き、11月24日、北京に臨時執政府を成立させた。秘密裡に段祺瑞と共謀した孫伝芳は、齊燮元からの「江浙連軍」を共同結成し奉天軍の南下に対抗する提案に応じず、1925年1月、江蘇と上海から撤退し、引き続き閩浙巡閱使と浙江督理を兼任した。孤立した斉は日本へ亡命する⁽³⁾。こうして第二次奉直戦争は、北京政変により、反直隸派の連合が勝利し、上海周辺でも南下した奉天軍と齊燮元・孫伝芳との間に戦闘が起こったが、この江浙戦争の残響もまた奉天派の優勢に終わった。

1925年1月、再び体制側についた盧永祥が蘇皖宣撫使兼江蘇督軍に就任した。2月、段祺瑞は「建国宣言」を発表し、まず国家建設の方針を協議する「善後會議」を招集した。これは孫文が1924年11月13日に「北上宣言」を發し、「国民會議」招集による中国の民主統一を表明していたことへの対抗策であった。孫文は上海各団体からの熱烈な支持を受け、日本を経て北京に到着後、著名な「遺囑」（汪精衛が作成）を残し、3月12日に病死してしまう。5月30日、上海の租界で中国人労働者が当局に射殺されたことをきっかけに五三〇運動が起き、上海をはじめ広東・香港など各都市で数か月にわたり「帝国主義」に抗議するデモやストライキが展開

された。奉天派が実権を握っていた北京政府は、このストライキ鎮圧を名目に奉天派の軍隊を上海へ南下させる動きを見せ、8月のうちに江蘇督辦を盧永祥から奉天派の鄭謙、楊宇霆へと更迭した。これに脅威を覚えた孫伝芳は軍備を固め、10月から12月にかけて奉浙戦争を起し、浙閩蘇皖贛五省連軍総司令を名乗り、奉天軍を追い払い、上海や南京に勢力を拡大した⁽⁴⁾。1年3か月にわたった上海周辺における内戦は、孫伝芳が北京政府から自立した状態で長江下流の地域を広く支配することにより、一応の決着をみた。

(2) 江浙エリートによる和平運動と戦災対応

以上にみてきたとおり、江蘇省は1924年から1925年まで、江浙戦争、奉直戦争、奉浙戦争と3度も戦禍に見舞われた。いずれも江蘇省と浙江省に分断された軍事勢力の争いであったが、その前後に並行して、両省の地域エリートが協同して和平運動を展開したことは注目に値する。

1923年6月、安徽派の盧永祥が国会議員の南下と憲法制定を呼びかけ、北京の直隸派と対立したのに対し、8月、馮煦⁽⁵⁾、張謇⁽⁶⁾、唐文治⁽⁷⁾ら江浙エリートは上海に「和平協会」を結成して、和平運動を展開した。彼らは「保境安民」（領域内の秩序の安定）を主張し、各方面へ電報を発し、起草した「和平公約」に齊燮元、盧永祥ら軍政領袖同士を署名させ、公布した。公約により、江蘇・浙江・安徽・江西に一時的な非武装地帯を実現した⁽⁸⁾。

江浙戦争直前には、危機感を覚えた盛竹書⁽⁹⁾ら江浙士紳が、2月1日に上海で集会を開き、福建・浙江・江蘇からの同時撤兵を請願し、また8月には参議院議員陶保晋ら81人が和平運動の議案を国会に提出した⁽¹⁰⁾。開戦後、上海では江浙和平協会の代表である張一麐⁽¹¹⁾・黄以霖・沈恩孚・黄炎培・史量才・陳陶遺・盛炳紀・徐宗溥・沈銘昌・顧乃斌・陳共采・沈沢春の連名で、江蘇・浙江人民に向け、9月3日の江浙戦争勃発の日を国恥記念日とすること、両省人民が自衛策を謀り、両省を中立区として江浙を保全することを訴えた⁽¹²⁾。張謇も公開電報で停戦と両軍の緩衝地帯の画定を要求した⁽¹³⁾。戦時中は、商会を中心に、自衛団や「上海保安会」を組織し、治安の維持と難民救済にあたった⁽¹⁴⁾。江浙戦争後、1925年1月前後に奉天軍が南下し、張宗昌軍が上海に駐留して再び戦争の緊張が高まると、江蘇省の鎮江・常州・蘇州・松江・太倉、浙江省の杭州・嘉興・湖州の紳商からなる太湖流域連合自治籌備会が上海で組織され、撤兵と自治を求めた⁽¹⁵⁾。また、五三〇運動を口実に再度奉天軍が南下した際も、上海の各団体は江浙両省へ戦争終結を呼びかけた。

ここからわかるように、江浙エリートは、各地の同業・同郷団体が集まる上海を拠点に、反戦運動と社会の治安維持および戦災救済において主導的役割を担い、一時的とはいえ「和平公約」で中国東南部の「軍閥」対立を抑制しうる発言力を有していた。

(3) 江浙エリートの地方自治運動

江蘇省と浙江省は清朝末期から地域エリートによる立憲運動、地方自治運動が盛んな地域であった。民国に入り、江蘇省では省議会や省行政機構に江蘇人が着任し、民政長（省長相当）を江蘇出身の韓国鈞⁽¹⁶⁾が務めると、「軍民分治」「蘇人蘇治」を主張したが、これが直隸派都督馮国璋との摩擦となり、更迭される事態まで生じた⁽¹⁷⁾。しかし外省人官僚の腐敗への不満と、1910年代後半以降の北京政府内での派閥争いに対する失望が社会に広がり、1920年代には中央・地方関係の再編を求める運動が高揚していた。全国各地で、省議会や商会などの地域エリートを中心に、「○人治○」（在地人が在地を治める）のスローガンの下、省長を弾劾・着任拒否し、本省人の任命を要求する運動が起こった。さらには、省参事会の設置、国税と地方税の画定など財政や合議に本省人が参与し、自主的に運営できるように地方行政制度改革を求め、さらには、省の「督軍」を廃止し軍縮を求める「廢督裁兵」運動が起き、湖南省、広東省、浙江省などにおいては、連邦制を模した省憲法の制定を図る「連省自治」運動が登場した。

1920年6月、浙江省では省議会が省長齊耀珊に対して弾劾決議を行い、齊は辞職し、浙江人の沈金鑑が省長の後任となった。時を同じくして、江蘇省でも省議会が韓国鈞後任の省長齊耀琳に対する弾劾案を決議し、さらに商会・教育会・農会等の団体や蘇州・松江・常州・太倉の士紳たちは、齊が財政庁に転任させようとした兪紀琦への反対運動を起こした。齊の辞職後、財政庁人事に介入した江蘇督軍兼蘇皖贛三省巡閱使の李純は、省議員や各団体の猛烈な反対に遭い、10月12日に自殺した。李純の死後、江蘇省議会は督軍廃止、省長民選を決議し、「省制草案」を起草する⁽¹⁸⁾。12月、浙江省では阮性存らにより浙江省議会が省自治法制定を要請した。また、浙江省と江蘇省それぞれの省議会が、省の行政の補助を目的に「省参事会」を新設すべく、その条例案を採択した。1920年4月、南通の士紳張謇のリーダーシップの下、「江蘇地方自治の発展を謀る」ことを目的に、「実業、教育、水利、交通」の事業を発展すべく結成された蘇社は、「自治は民の職分であり、官は関わりを持たないのである」という意識により、当初は「官僚行政と敵対しない」こと等を規定していたが、省自治運動に呼応し、本省人の省長就任要求、県レベルの自治の推進、財政整頓の提言、省憲法制定の起草・宣伝等の活動を行った⁽¹⁹⁾。蘇社は、成立時から44県、200人近くの社員を抱え、発起人の張謇、韓国鈞、黄以霖、馬士杰、沈恩孚、黄炎培、張孝若、方還、錢崇固、武同許、朱紹文、鮑芹士、王宝槐や、王清穆、唐文治、孫燾、仇繼恒、穆湘瑤、吳兆曾、榮宗鎔、劉厚生、沙元炳、儲南強、孟森、段書雲、于振声を理事（予備を含む）に据え⁽²⁰⁾、特に省議会、教育会関係者を集めた江蘇エリート集団だった。

1921年6月4日、浙江督軍盧永祥は公開電報により、省憲法を制定すると表明し、「連省自治」実行を呼びかけた。これは自治を標榜して北京政府主力の直隸派に対抗する意図によるものであったが、すぐに上海の章炳麟（太炎）⁽²¹⁾、北京の錢能訓ら浙江エリートの賛同を獲得し、浙

江省内でも「省憲期成会」「省憲促進会」「省憲協進会」などが結成され、16日、省議会の選定の下、浙江省憲起草委員会が組織され、憲法案の審議を開始した。9月9日に浙江省制憲会議にて「九九憲法」が公布された。その後、1923年には修正案として「三色憲法」草案が発表され、第一次直奉戦争、江浙戦争を経て混乱しながらも、浙江省自治法会議による省自治法制定運動が進められた。一連の憲法制定では、湖南省自治運動でも起草を担当した思想家章炳麟の活躍があった。

他省における連省自治運動の高揚は江蘇エリートを刺激した。1921年6月6日、江蘇省議会は省憲法の制定を決議し、10月の議会開幕式で「浙江と湖南で省憲法が完成を見たことに、わが江蘇の民は後方で驚くしかなく、急いで追いつくよう、他人任せにはできない」と述べたという⁽²²⁾。11月には北京在住の張一麐、蔡寅、呉榮萃、王紹鏊ら12人の江蘇エリートにより、「省自治法起草委員会」が組織された。また、1922年6月には、ついに韓国鈞が江蘇省長に再び着任した。

これらの省自治風潮や連省自治運動は、第一に、地方統治において外省人官僚や「軍閥」が在地エリートの要求を反映する必要が出てきたことを示し、第二に、「軍閥」が地方統治権力を固め、北京の中央政府から離反する傾向を示していた。中央政府は統制力を維持するため、1920年末ごろから、「大總統令」を発して地方自治の回復・実行を命じ、翌年5月には「地方行政会議」を開催し、省自治推進勢力を国家政策の支持基盤に組み込もうと画策したが、6月の決議において省議会代表の要求に応えられず、各省との権限調整は失敗に終わった⁽²³⁾。本稿が対象とする1924年から25年は、中央の統制が弱まり、地方政治がかつてなく活性化したところに、江浙戦争から第二次奉直戦争により、長江下流の和平運動や地方自治の法制化運動が破壊された。一方で、孫文の北上宣言、五三〇運動により、大衆層における参政意識が高まり、広東政権・国民革命の支持基盤が形成され、民国統治理念の歴史的転換を迎えた。周知のとおりこの後、1926年に蒋介石が北伐を開始し、上海での四一二事件を経て、国民政府による統一政権が誕生するに至る。したがって、江浙戦争前後の地域社会には、中華民国統治の再編を求める社会各層の様々な要求がピークに達し、競合し、体制転換を選択する重要な転機を見ることができるのである。

2. 江蘇エリートによる戦災対応と人脈

以上の歴史背景を踏まえ、『農隱廬日記』の記述を見ていく。江浙戦争がもたらした戦災については、笠原(1974)、馮(2004)に詳しいため本論では重複を避ける。戦乱は株価暴落や倒産、農地荒廃など経済に深刻なダメージを与え、租界や非戦闘地区への難民の流入、拉夫、財産強奪により、社会の治安も悪化した。郷里の緊急事態に対し、王が取った主な対策は、停戦要求と慈善活動、そして戦災救済のための地域エリートの連携であった。ここでは、江浙戦

争中に行った対応と協力した人脈を明らかにし、王を含む江浙エリートの緊急時の活動範囲と傾向を確認したい⁽²⁴⁾。なお、当時の政治動向と対照するため、日記記載の旧暦による日付を西暦に換算し、文末に（ ）とアラビア数字で年月日を示すこととする。

(1) 停戦要求

王清穆が戦争の気配を記載し始めるのは1924年8月26日以降である。王は妻の呉氏、長女の夫の実家である施家など親戚の崇明への避難を手配するとともに(8.26, 8.30)、県知事の呉鵬、蘇常鎮守使の朱熙、蘇常道尹の蔡宝善を訪問し、地方の治安の維持について訴えた。8月27日から9月1日まで、自ら蘇州へ状況視察に赴き、列車の混雑と人夫の強制徴発(拉夫)のようすに驚きを綴っている(8.27, 9.1)。また、直接、國務総理代理の顧維鈞へ電報を発して、停戦命令を要請するとともに(9.2)、金フラン案の承認は内戦を助長するとして反対を唱えた(9.7)。なお、日記では、上述9月6日発の江浙和平協会の打電に接して「蘇浙和平代表が父老に通告する書は沈痛の極みである」と感想を記し、独自の見解を述べていることから、上海の停戦運動に王は直接関与していないようである(9.9)。しかし、上海の慈善団体による呉佩孚への停戦要求の打電について、「言葉は非常に沈痛であった」とも同情しており(9.15)、動向を注視していた。

(2) 慈善活動

9月3日に江浙戦争が開始し、王清穆はまず戦災による避難民の救済に努めた。9月8日、崇明県公署款産処を訪れ、地方保安会を組織し、米糧を買い入れて民衆の食糧を維持する事と、地方公債を発行して防衛策を図る事を協議した(9.8, 9.10)。奉直戦争に戦局が拡大し始めると、太倉旅滬同郷会からは避難状況の調査について、唐文治からは太倉からの避難民救済について連絡があり、王はすでに避難状況の調査に着手し、城内では炊き出し(施粥)も行っていると返答している(9.18)。その後、邑廟には難民が500～600人も集まって混乱したため、橋鎮にも炊き出し所を増設するよう手配した(9.23)。そのほか、質業公会に綿衣の確保(截留)と宴会経費の節減による避難民への救済を依頼した(9.25)。また、「堡西德義村社倉縁起」を撰述する過程で(10.11, 10.16)、自ら郷約を起草し、德義村近隣の40数名の郷紳を集め、貧民救済のために社倉を実施することを決めた(10.23)。

(3) 江蘇エリートの連携組織

9月25日、「江蘇兵災善後籌備会」が鎮江で成立大会を開き、簡章を定めた⁽²⁵⁾。同会は儲南強らが発起し、張謇の長子である張孝若、唐文治らが成立大会に参加したという⁽²⁶⁾。29日には、蘇州・松江・常州・太倉の代表40数人による会議において、張謇が会長に、唐文治と王清穆

が副会長に選ばれた (10.2)。『申報』記事をもとに、以下の表に、同会の簡章を整理する。

江蘇兵災善後籌備會簡章

宗旨	本省の兵災善後事宜を籌備することを宗旨とする。 籌備する事項： ①戦争の期間を短縮する ②難民〔流亡〕を收容し、損失を調査する ③政府当局と救済・賠償の方法を交渉する ④その他兵災善後に関わる事項
会員	江蘇省民で本会宗旨に賛同し、発起人3人以上の紹介がある者は、みな本会会員となることできる。
組織	理事若干人、幹事若干人を選び、会務を執行する。 調査・編集・庶務の3部に分け、理事会により各幹事を任命する。
経費	発起人及び会員が負担する。
事務所	暫時、蘇州閶門外省立医専学校内
発起人 [93人]	唐文治、任鳳苞、馮嘉錫、 <u>恽毓昌</u> 、徐仁鑑、徐麟瑞、 <u>蔣炳章</u> 、戴思恭、朱文鑫、楊壽祺、李書勳、 <u>儲南強</u> 、伍璣、胡容、于樹森、周学源、許銘範、陸曾燕、朱增元、蔣迺曾、莊洵、陳藝、杜文泳、賈士毅、錢以振、盧正衡、朱知、吳增元、祝延華、夏昌熾、孔昭晋、宋銘勳、馮世德、錢鼎、陳大啓、姚元桂、章崇治、吳延良、鄭立三、朱遼源、朱其元、任濂、陳朋、吳濟時、劉辛芸、瞿倬、沈秉厚、金其源、邵玉銓、 <u>榮棣輝</u> 、陸元萃、洪保嬰、侯兆圭、朱鶴阜、錢秉瓚、錢其厚、華堂、楊景煥、蔡君植、吳曾湛、孫儉、張樹典、陳瑞、葛夢樸、龔延鵬、瞿士勳、黃家璘、習良枢、潘鳳釐、顧宝瑛、曹繼安、錢名琛、秦權、顧倬、高汝琳、錢鑑堂、浦斯湧、楊道枢、周乃文、丁祖蔭、吳宝詔、季新益、張震西、奚九如、胡紹瑗、江湛、章貢、錢蘊濟、鄒鴻材、許仲祥、万承福、吳福廉、朱治等

「江蘇兵災善後籌備會宣告」『申報』(1924.9.25)をもとに訳出、作成。斜体字は原資料の字が不鮮明。網掛はのちに主任幹事と幹事員となる人物、下線は『農隱廬日記』に登場する人物を示す。

10月2日、同会は総務・文牘・調査・統計・経済の5部を設け、総務部の主任は張孝若、幹事は榮鸚生(原文ママ。鄂生、棣輝)が、文牘部の主任は蔣季和(炳章)、幹事は浦容潜が、調査部の主任は儲南強、幹事は錢其厚(孫卿)が、統計部の主任は恽禹九(毓昌)、幹事は顧倬(述之)が、経済部の主任は張公權、幹事は楊翰西が務めた。ここに、江南地方に組織的な戦災対応を行う慈善団体が誕生した⁽²⁷⁾。同会について王は「わが江蘇で最も重要な事」と評価しつつ、「どれほど効果を収められるだろうか」と先行きを案じている(10.2)。以降、同会の具体的な活動を日記に記しておらず、王がどの程度関わったのか詳細は不明である。王は副会長に選ばれたものの発起人ではなかったようであり、上表の下線に見るとおり、日記を見る限りは、会員の多くが私的な交流はない人々であった。

ただし、すでに9月13日、太倉兵災籌備會が崇明島の堡鎮商會に事務所を設けて太倉同郷人の救済にあたり、崇明の紳商との協力の下、1万人ほどの被災者名簿を作成し、避難所を確保しており、さらに15日に同会は70人規模の特別集會を開き、太倉から対岸の崇明島への避難民の対応を取り決め、義援米の送付を計画し、崇明における一切の采配を王清穆に依頼していた⁽²⁸⁾。これは、王のもとへ、許修能が太倉旅滬同郷會の書簡を持って来訪し、調査を踏まえた避難民救済を伝え(9.16)、その後、唐文治から手紙で太倉避難民への対応の依頼があったという日記の記載と重なる(9.18)。このように、開戦直後すでに太倉からの被災者対応をしていた実績により、王は唐文治とともに江蘇兵災善後籌備會の副会長に選ばれたとみるのが

自然であろう。

また、上海在住の江蘇エリートによる「江蘇兵災各県善後連合会」⁽²⁹⁾が発行した傅煥光等『民国十三年江蘇兵災調査紀実』（1924.12）の序文を馮煦（夢華）・唐文治（蔚芝）・王清穆（丹揆）・張一麐（仲仁）・黄炎培（任之）がそれぞれ執筆している。同書の「縁起」によれば、本調査は江蘇省長韓国鈞が南京で外国人慈善家や地方紳士と戦災の救済事業について協議し、東南大学の鄒秉文らに9県の被害状況の調査を依頼したものであり、調査書完成後、傅煥光が、戦災を受けた江蘇各県の士紳と上海で詳細を検討してから発行された⁽³⁰⁾。農隱廬日記では、この時期に王は上海に行っていないが、太倉の項惠生、許九疇、朱愷儔⁽³¹⁾が来訪し、王に戦災後の劉河鎮全図を見せ（1924.12.3）、その後、朱愷儔が送ってきた「江蘇兵災調査紀実」に王が序文を書いたという記載がある（12.15）。『民国十三年江蘇兵災調査紀実』の序文で王清穆は「劉河の朱愷儔君が送ってくれた『江蘇兵災調査紀実』を読み終わらぬうちに、私は涙と鼻水が激しく流れ、哀しみをどうしてよいかわからなかった」と述べており、朱を通じて同書の活動に参加したことがわかる。朱は本来の調査員ではなかったが、同書には「兵災後之劉河鎮全図」も収録され、奥付に「校訂者」の太倉代表として名を連ねている。

以上からわかるように、上海周辺が戦禍に見舞われた際、王清穆は、地元の崇明県で難民対応の指揮を執るとともに、唐文治をはじめとする太倉県の地域エリートと頻繁に連携した。戦災対応から見える、王の実務の範囲は、崇明島と対岸の太倉、寓居のある蘇州であり、越境的な活動を主導した唐文治との懇意を起点として、より広く省レベルの活動に参加していたようである。

江浙戦争時の江蘇エリートによる善後活動は、江蘇省南部を超え、上海や北京に在住する江蘇エリートを含める広がりをもっていた。王自身も1924年から1925年にかけて、上海や北京を往来し、北京にいる王に江蘇兵災各県善後連合会から河岸工事の担当依頼の公文書簡が届いたり（1925.12.30）、北京の江蘇会館にて「蘇属兵災籌賑会」の同人と王が会合したりしており（1925.11.29）、これらの団体と共通の関心の下に活動を継続していたことがわかる。

3. 軍民分治を前提とする自治の希求

江浙戦争開戦の直後、上海における江浙和平運動や呉佩孚の対応を報道で知り、王清穆はむしろ戦争を未然に回避する善後策を徹底的に講じるべきとし、以下のように主張していた。〔 〕は訳者註。

私は思うに、このこと〔廢督裁兵〕は自治から着手しなければならず、一発でできることではない。今回の戦禍の原因は、上海製造局〔いわゆる江南製造局。1917年から上海兵工廠と改名〕にあり、すぐにこの不吉な物を除去すべきであり、むしろ売却して商用の工

場に変え、専ら農工用器具を製造し、槍や大砲を製造させないほうがよい。売却で得た金は賠償金に充て、人民が戦禍によって損失を受けないようにするべきだ。〔蘇滬〕護軍使を撤兵させ、駐兵隊も置かない。以上が第一歩としてやるべきことである。共和国家は民治を根本とする。江浙両省について言えば、南京、杭州は両省民政総機関の所在地であり、軍隊を派遣し駐留させることは容認できない。両省の長江と海の要塞は、海軍部の直轄に帰属し、陸軍はほかに適当な地点を選択し、隊を分けて駐留し、陸軍部の直轄に帰属させる。こうすれば省政は独立ができ、自治も進められる。以上が第二歩としてやるべきことである。(9.9)

(1) 軍民分治

王は、軍人統治や武力統一を批判し、督軍による省行政への干渉を排除する「自治」を一貫して主張していた。齊燮元の着任前に短期間であったが蘇皖贛三省巡閱使に任命されたことのある王士珍に、「江蘇軍事の善後」を依頼するため、上海で和平運動を主導していた張一麐が北京へ行くことを知ると、王は陳劍剛に手紙で賛同を示すとともに、張への伝言を託し、最低限「軍民分治」を必要とすること、そのために現督軍の齊燮元を異動させるか省公署を蘇州へ移動させることを提案している(10.12)。

10月13日、盧永祥らが亡命し、戦災の救済が課題となると、王は軍需工場である江南製造局を売却することによって得た資金を戦災の救済に充てる案を、電報で訴え始めた。まず上海で広仁善堂などを経営する著名な慈善活動家であり、義和団賠償金運用の件で夏前から連絡を取っていた馮煦に、戦災の救済案として提示し、同意を求めた。内容は、兵工・製薬の両工場の部品、家屋、土地、船工場を売却し、工場は民営とするほか、銀行から4,50万金を借りて運用するものである(10.17)。また、この売却案を唐文治にも伝え、「弟〔唐を指す〕が賛同するなら、当局に対してこのことを争っていただきたい」と依頼した(10.18)。さらに、同様の内容を臨時國務総理の顔惠慶に直接電文で要請した(10.19)。その中で、銀行からの借款の運用を馮煦に委ねる提案をしていたため、後日、馮にも同報している(10.21)。顔からは、趣旨に賛同し、巡閱使の齊燮元にも伝達したという返事を得たが(10.23)、具体的な動きはなかった。第二次奉直戦争に戦局が拡大した後、王は再び馮煦に電報を打ち、顔惠慶へ停戦と善後策を画策するよう呼びかけ、「貴公が筆頭に電報を発していただければ〔唐〕蔚芝と〔王清〕穆も後に続きます」とした(10.30)。これに対し、馮から南下して協議する旨の返信が来たが(11.2)、すでに起こった北京政変によって終戦し、王らの要求は一時棚上げとなった。

戦後すぐ、南京で開催される「救済会議」の意見徴収を受け、王は「善後事業は救済と賠償の2つに分けるべきである」として、「救済は民政機関と慈善団体の責任とする。戦災に対する賠償は国家の軍政当局の責任とする」意見を電報で発し、「救済への提言」を書簡にしたため、

南京〔韓国鈞省長か〕と単束笙⁽³²⁾に送った(11.9, 11.10)。その後、王清穆は、齊燮元下野を促す電報に参与し、今回の内戦の原因について自身の見解を新聞に連日投稿した(後述)。投稿の中で、軍人が「保境安民」を唱え、分治を進めたことに対し、国境以外の境を設けることそのものが間違っているとし、かつ「省を区画して境とするのは、民事であって軍事ではない。軍・民の混合は国民が許すものではない」と矛盾を批判し、中央行政・各省行政の官吏が「養民、教民、衛民」の専門知識の下に担うべきであって軍人が参与すべきものではないと否定した。軍人が民政を騒がすことは、軍紀不良で民間人に迷惑をかけることよりも害が大きいとし、「軍隊を中央直轄に戻し、防御区域も中央が割り振り、給与や必需品も中央が画策して出す。そうしてこそ、官吏は軍人に牽制されなくなり、民衆もそれぞれが生業に安んじることができる」と述べ、軍民分治を根拠に軍閥割拠を解消すべきと考えた(11.28)。12月には、上述の馮煦が段祺瑞執政に対し、宣撫使の派遣の取りやめと兵員削減のための専門員の派遣を請願する電報を発し、これに唐文治、王清穆、仇継恒(涑之)、宗舜年(子戴)、魏家驊(梅蓀)が連名している。

1925年に入り、奉天軍の南下と孫・齊連合軍との衝突の懸念が出た際も、王は教育界で著名な江蘇エリート馬相伯に書簡を出し、これと似た6条目の主張を展開した。曰く、(1)滬南〔上海〕製造局を移転する。(2)松滬軍を撤廃し、永久に軍隊を駐屯させない。(3)江蘇・浙江で警備の省軍を選抜し、民政長の官制下に帰する。(4)江蘇の江寧〔南京〕、浙江の杭甯〔杭州〕には国軍を駐屯させず、江蘇の徐・海一帯、浙江の寧・台・温一帯に駐屯させる。(5)各師団・旅団を簡易審査して、駐留するもの以外は、すべて蒙疆の開墾へ派遣する。(6)省を範囲とせず、長江および沿岸の要塞の警備をすべて海軍に帰属させる(1925.1.14)。

1925年2月に盧永祥が蘇皖宣撫使および江蘇督辦に就任し、「廢督裁兵」を宣言して善後会議を開催した際、王らは積極的に参加した(後述)。8月、盧の辞職後、江蘇省教育会の幹事員である王清穆、張一麐、鄧孝先、彭子嘉、費頌深、陳道一、錢崇固は、段祺瑞執政に対し、江蘇省における廢督裁兵の主張と盧永祥の廢督路線を維持し、「駐蘇国防軍を陸軍直轄とし、省長が節制権を持つこと」を請願する打電を行い、省議会議員もこれを支持した⁽³³⁾。11月、奉浙戦争の中、孫伝芳が南京で浙閩蘇皖贛五省連軍總司令への就任を宣言し、江蘇省を支配下に置いた際、王は孫に「省を基盤とする悪習を止め、蘇・皖・浙3省から廢督を始め、護軍使・鎮守使などを廢止する」「3省の軍隊を削減する」「省政の権限を明確にし、干渉されないように守る」などの進言を行った(11.17)。

以上からわかるとおり、王は軍民分治を一貫して主張しており、江蘇エリートの「廢督裁兵」運動の一翼を担っていた。とりわけ地方政治(特に省都)、戦後救済事業は軍事から切り離し、地方行政と民間の主導で行うべきとみなしていた。

(2) 浙江における自治運動への注目

江浙戦争の最中、上述の善後策を論じながら、王は、しばしば浙江省における自治運動に言及している（下線は筆者による）。

浙江自治法大会のある会員曰く、齊盧の宣戦は、江浙軍閥の戦争であり、江浙人民の戦争ではない。どちらが勝利しても省自治法の保障をなしえない。ゆえに本会は、不干涉主義をとることとする、と。私は思うに、その言いようはあまりに消極的である。省自治を主張したからには軍閥を節制する方法を持つべきである。財政を整理し、民団を訓練し、自治の基礎を植え付ければ、国民のノルマは大幅に軽減され、主客転倒する事態にはならない。(9.12)

このように、江浙戦争下にあっても浙江省における省自治運動を徹底し、軍閥の政治干渉を防ぐことを期待していた。具体的には、財政と治安維持の面での自治を基本としていることがわかる。また、浙江西部の戦局が不利になった盧永祥が浙江を自治に委ねると宣言し、1924年9月20日、杭州を離れて上海の龍華に大本営を移した報道を知ると、「明断」だと評価する一方で、その間に浙江の一部を攻略した孫伝芳に対して警戒を示し、「浙江は自治の模索がまさに進行中であり、今後は必ずや軍人の干渉を拒絶しなければならず、それでこそ自治は実行できる」と記している(9.21)。王は、浙江の人々が孫の浙江進出を受け入れるのは、それに甘んじているのではなく「自治を勝ち取るためである」と推測し(9.21)、太湖水利工程局会辦で浙江人の陶葆廉(拙存)にも書簡を送り、自治を勝ち取るべきだと主張し、浙江人の意見について問うた(10.9)。すでに7月、同じく浙江人で太湖水利工程局会辦の莫伯恒が杭州の省自治法会議に参加しており(7.18)、王にとって浙江の自治運動が身近に感じられたことは想像に難くない。

とはいえ、連省自治運動で焦点となっていた自治制度の在り方について、王の関心は薄い（下線は筆者による）。

章太炎の改革意見に曰く、統一は分治に及ばない。各省の自治の上に、なおも数か国、あるいは二、三、四、五に分かれるべきであり、形勢により便宜が図れ、軍・民の願望が成就する、と。また、今回の行政委員制のようなものは、むりやり統一する論であり、本来上策ではない、とも述べている。私は〔分治と委員制の〕二者どちらも妥当とは言えないと思う。分治制の主張は、必ずや無数の小国に分かれてしまうことになり、戦端は永遠に止むときがないだろう。委員制は省ごとに一人ないし数人の主張があり、人々の意見はそろわず、紛糾して、末永い安定した統治は難しいかもしれない。つまるところ、国内の人

は権利のみを知り、道徳を重んじないので、どのような制度であってもすべてうまくいかない。もし国のために事業を担おうという人が、注意して人格を修養し、廉恥の心を抱くのであれば、分治は可であり、統治もまた可である。しかし歴史的関係に依拠すれば、分治は結局統治に及ばない。(11.5)

下線部にみるように、自治を行いうる為政者やエリートの道徳が前提であり、法や制度による統制には期待していないことがわかる。ほかにも、近年の政変の問題は「制度は問題ではない、軍縮ができれば総統制でも内閣制でも委員制でも可である。軍縮ができなければ亡国である」という各国公使団の見解を知ると、王は「国政にあたる者はまず道徳と廉恥によって自分を励まし、人を用いる時も道徳と廉恥による」べきとし、それができれば「総統制でも内閣制でも委員制でも可である。道徳を重んじず、廉恥を知らなければ亡国である」と反論している(11.13)。

この記載以降、浙江省で進行していた自治法会議等について、王は全く言及していない。1925年9月25日から王清穆は北京に長期滞在し、同郷の江蘇士紳たちと連日会合した際、「この強者覇者の世では、合理的方法など無く、大局に進歩が無ければ、我々がいかに郷里を愛そうとも、結局は手の施しようがない。最近の人々が支持する連省自治、蘇人治蘇などの説は、このような時勢、人心の下では、利が多く害が少なくなるとは限らない」という鈕永建（楊生）の言葉と、同席者が嘆息するようすを日記に記している(12.1)。省自治運動に対する失望感、大勢における道徳上の問題意識は、少なくとも在京江蘇エリートの間で一定程度共有されていた。

以上を見てくると、王が目指した自治とは「廢督裁兵」にあり、これによって「軍民分治」を実現し、地方政治や民間事業の主導権を回復することに尽きるといえよう。そしてその方法は、下意上達を保証する法制整備ではなく、エリートの共同請願により中央と省政府に権限の分割を命じてもらう上意下達的方式をとった。

(3) 齊燮元下野の要求

王が1924年10月23日の北京政変を報道で知るのは11月8日であり、翌日、前述の南京での救済会議の知らせが王のもとに届いた。王とその周辺の江蘇エリートは、呉佩孚の撤退後も江蘇に軍を置く齊燮元に対し下野を促す電報を發した。費仲深⁽³⁴⁾が起草し、王が修正を加え(11.16)、汪鳳瀛、王清穆、唐文治、趙寬、宗舜年、錢崇固、潘承曜、費仲深が連名で電報を發し、新聞に掲載した⁽³⁵⁾。王は費に、やがて政権を担う段祺瑞と北京の江蘇同郷会とに協力を仰ぐよう提案をした(11.18)。12月12日、齊燮元の免職が決定し、盧永祥が蘇皖宣撫使に任命され、韓国鈞省長が善後督辦を兼任することとなった。しかしその後も南京を去らない齊

に対し王は怒り（12.19）、江浙戦争後の省政再編について書簡のやり取りをしていた馮煦に宛て、「東南の戦禍は、江蘇の齊が実は首謀者であり、〔一方〕盧氏は賄選に反対し、名義も非常に正しい」、是非を論じれば齊と盧は同レベルではないと盧を高く評価した（12.21）。王は日記に、齊燮元軍の残党が敗走しながら放火や略奪を行ったことを何度も記しており（1925.1.1, 1.20, 1.28, 1.30, 2.3）、地方の平和を乱す元凶とみなしていたようである。

報道によると、江陰、無錫の戦災が最もひどかった。齊軍は江陰の砲台を失し、城内に逃亡し、張軍と7日間対峙したため、城内の損失は非常に大きかった。無錫城中は恙無かったが、城外は焼き払われ略奪も行われ、商業の精華が尽く失われた。齊氏の軍隊は、もともと訓練されておらず、今回の2度の作戦で、兵隊が好き勝手に地方を蹂躪し、江南各地のほぼすべてにわたった。このような者は罪が重くて死刑でも足りないくらいである（2.3）。

奉天軍の南下と齊燮元・孫伝芳連合軍の対峙が起こると、王は馬相伯宛の書簡において、「各方面が軍事行動を停止するよう請願すべき」とし、馮玉祥に解決を依頼する案も述べていた（1.14）。また、奉天軍が齊軍を追撃したことにより蘇州の安全が保たれたと評してもいる（1.30）。王は軍閥混戦を嫌い、馮玉祥の「和平主義」や段祺瑞政権の復活に対して警戒していたが（10.29, 12.29, 12.30）、特に齊燮元に対しては、敵対する勢力に事態收拾を期待することはあっても、齊の下に江蘇省政を再編することは全く考えていない。趙鳳昌（竹君）が王宛の書簡で、齊燮元の恨みを買っている江蘇人の1人に王が入っていることを伝えており、王と齊の関係は良好ではなかったことが窺える（1.29）。

4. 会議への期待

1925年1月30日、齊燮元が日本へ逃亡したことを知り、王らは戦後の救済活動を本格的に開始した。最初に焦点となったのは省議会の改編であり、ここにも王の自治観が見て取れる。

(1) 60 県代表による省議会改編

董康（綬金）と孟森（菴孫）が「裁兵は省兵の改編を、自治はまず自衛を行う方がよい」と主張し、裁兵と自治の前に過渡的な方法を取る案を表明したのに対し、王は、まず財政を整頓して国税と地方税を画分し、地方税の用途や配分、軍事予算を明確化してこそ軍の定員を改編できるとし、そのための議会を組織すべきと主張した（2.5）。そして、「省自治が定まる前段階」としての過渡的な方法として、60県の法定団体からそれぞれ推挙された議員60名からなる新たな議会を組織する提案を董、孟に送るとともに、北京の程雲岑、徐燕庭、胡君勳、南京の張滌

珊、楊觀侯及び蘇州・無錫・上海・杭州の各新聞社に送った(2.6)⁽³⁶⁾。

孟森は60県の議員を召集することについて、「淮・徐・海などの地区は被災状況が異なり、かつ遠いため」、まず江南で集会を開き、全省レベルの問題が出てから再度会議を召集すればよいと返信した。これに王は反論し、江南は戦禍に、江北は匪賊に、長く苦しんできたのは同じであり、「自衛を図ることは、長江の南北全区が必要とする」と述べ、省レベルの合議機関を必要とする姿勢を示した。一方で、省議会は人数の多さ、齊燮元時代の党派による分裂、必要経費の多さにより「使い物にならない」とみなし、かつ省議会が任期満了を迎えていることにより、再度、60県代表による議会を別途組織する方が効果的と述べた。王の想定では、省議員経験者も皆これに「入選」でき、特に財政審査員への着任は業務経験の面で適任であると言っており(2.12)、現在の省議員を排除するものではない。「全省60議員は過半数を得ればすぐに会議開催ができ、その成績は或いは人が多きよりも勝る」というように、議員定数の削減による議会機能の回復と効率化が改組の目的であるが、上述した現行省議会の難点から考察すれば、省議会における齊燮元時代の派閥を一掃し、「県知事は本省人を採用する(2.26)」状況にあった県レベルの集合体に変えることで、より広範な現地の利益を反映することも目的であったと思われる。1920年代の地方自治回復の機運と度重なる戦争を経て、江蘇省内の県市郷の財政・治安における郷紳・商紳層の発言力は強化されていた⁽³⁷⁾。王は新議会の提案を、太湖水利工程局会辦の彭子嘉に伝え(2.14)、上海へ赴き孟森、董康とも会合し(2.17, 3.10)、さらに善後会議の召集メンバーである言仲遠、于志昂にも胡君馥から原稿を転送してもらい、議案化を期待した(3.10)。その後、孟森と沙武曾が60県代表からなる省憲起草委員会を組織する提議を「江蘇省公約方案」稿として送ってきた際、王は自身の起案と同じであるとして、賛成した(3.29)。

省議会に代わる組織に郷紳・商紳が参与し、省政への発言力を高める運動は1920年代半ばから高まりを見せていた。国会が省議会の延期案を決議し、江蘇省長韓国鈞が省議会を臨時召集したのに対し、江蘇省和平協会は、国会と省議会ともに失効であるとして、反対の打電を行った(2.25)。同協会は、賄選を行った曹錕を打倒したので国会は失効しており、任期満了した省議会の議員を再任させれば、戦後の省政の混乱を助長する恐れがあるとし、既存の議会制度を革新する意気込みを見せていた。しかし王は日記に「持論は非常に正しいが、政府が受けられるかどうかはわからない」と記し、共感しつつも実効性を悲観しており(2.25)、省議会反対運動よりも新議会設立や善後会議によって戦後の復興を期す漸進的かつ穏健な態度を取っていた。

(2) 善後委員会と太湖治水案

蘇皖宣撫使兼江蘇軍務督辦となった盧永祥は、2月27日付で「江蘇・浙江のために永久に

治安を図り、督辦を廃止し、宣撫を撤廢し、軍区を規定する」と宣言し、王はこれを「身を以て手本を示した」と高く評価し、大いに賛成した(3.2)。そして、張一麐らと協力し、公開電報を發して、政府から法令を出し、必ず實現するようはたらきかけた。電報は金天翻(松岑)が起草し(3.2)、馮煦、董康から同意を取り付け、段祺瑞執政、盧宣撫使、孫伝芳浙江督辦、張宗昌軍長に發し、署名をした同人にも複写を送付した(3.4)。ただし、唐文治だけは返信で、齊燮元や盧永祥の「廢督裁兵」の提唱に騙されやすい江蘇人の傾向を述べ、軍閥に警戒する態度を示し、世事への関与を謝絶しており(3.12)、江浙戦争時の戦災対応を共にした王と唐の、盧永祥統治に対する温度差が垣間見える。

盧永祥は在地の郷紳・商紳と提携する方針をとり、戦災後の復興事業と善後策を協議するため、「善後委員会」を發足した。これは、宣撫使が会長、省長が副会長を務め、省内の各軍リーダー、各行政長官、省議會議長、省級の教育会・農会の副会長、上海等大都市の総商会・銀行公会の正副会長、及び旧府州属代表各2名を会員とする組織である。「(1) 地方〔秩序〕の回復・安定に関する事項。(2) 人民への慰勞救済に関する事項。(3) 教育、農工商業及び一切の公益の回復と振興に関する事項。(4) 人々の食糧調達に関する事項。(5) 財政の整頓に関する事項。(6) その他善後請願に関する事項」について協議する(3.26)。金子肇によれば、韓国鈞が省長を更迭され、鄭謙が着任する前にあって、盧が韓の提言を大いに反映させて成立した善後委員会は、1922年からの財政會議及び整理財政委員会との人的な連続性が顕著であった⁽³⁸⁾。

王清穆は、太湖水利局から転送された盧の書簡により、4月に招集する善後委員会の委員に選ばれ、規約と招待状を受け取った(3.28)。3月30日の『申報』に掲載された善後委員会のメンバーは以下の53名であった⁽³⁹⁾。

善後委員会委員一覧

(宣撫使) 盧永祥	(省長) 韓国鈞
(軍長) 張効坤, (幫辦) 陳雪暄, (師長) 鄭傑卿, (司令) 冷玉秋, (護軍使) 白 [宝山], 馬 [玉仁], (江寧鎮守使) [朱] 申甫	塩運使 [杜純], 財政庁長, 政務庁長, 実業庁長 [徐蘭墅], 教育庁長 [蔣維喬], 警務処長 [王桂林], 金陵道尹 [徐鼎康]
(省議長) 徐果人	(省教育会長) 袁觀瀾, 黃任之 (省農会長) 何雨時, 徐迴瀾
(上海總商會長) 虞洽卿, 方椒伯 (南京總商會長) 甘仲琴, 蘇民生 (蘇州總商會長) 貝哉安, 季小松 (通崇海商會長) 江導珉, 高楚秋	(上海銀行公會會長) 倪元甫 (南京銀行公會會長) 許仲衡
各属士紳	
(寧属) 仇繼恒, 鍾福慶 (蘇属) 張一麐, 錢崇固 (揚属) 馬士杰, 劉豫琨 (鎮属) 馮煦, 吳兆曾 (太属) 王清穆, 黃守孚 (松属) 沈維賢, 陳陶遺 (徐属) 黃以霖, 張從仁 (海属) 許鼎年, 沈仲長 (淮属) 王汝圻, 郝儒琳 (常属) 惲毓昌, 楊寿楹 (通属) 張警, 沙元炳	

『江蘇善後委員会紀事』『申報』(1925.3.30, 4.12)をもとに作成。氏名は原文ママ。[]は『民国職官年表』による補足。

4月10日、善後委員会が開催され、42名の来会者名が報道された。その中で「各法団代表」の省議会議長、省農会会長、上海の総商会および銀行公会の会長は不在であり、省教育会と各地総商会の代表が熱心に参加したことが窺える。旧府ごとの代表も全区出席していた（鎮属は馮煦の代理人である成静生と呉の親族と思われる呉兆麒が参加）⁽⁴⁰⁾。

王は4月6日に上海に着くと、申報館において、黄伯雨、袁観瀾、銭強斎、陳陶遺、黄允之と善後会議の着手方法についておおまかな協議を行った（4.6）。善後会議において、王が最も力を入れて提案したのは、江蘇省駐留兵員の中から、泥濘さらい部隊を調達し、太湖流域の治水に従事させる議案である。王は次のように言う（下線は筆者による）。

太湖の水利工程は、開局以来、経費不足に苦しんだため、防災を図ろうとしても空論となるだけであった。もし軍隊の協力を得られたら、双方の利益が得られる道ではないか。江蘇省軍政当局にお願いしたい、水利工程が重要であることにご配慮いただき、遠くは〔呉越時代の〕都水〔営田使の〕撩浅〔軍〕を手本として仰ぎ、近くは〔清朝時代の〕営勇が川を開いた故事を模倣して、江蘇省に駐留する兵員から撩浅軍2千名を調達し、太湖水利局が編成して派遣を行い、本来支給される食糧を与え、月ごとに往復させ、水利局が分散して配置する。このようにすれば、太湖水利局が本来定めていた年間経費は節減でき、また、水利工程のうち人の力でなすべきことは、すべて進行できる。（4.12）

本案は、経費不足のため解散の危機に陥っていた太湖水利局の活動を公的事業に変え、下線にあるとおり、軍属の治水部隊を王が督辦を務める民間の太湖水利局が采配することを想定していた。既述のとおり、王は廢督裁兵の主張において、護軍使等を廃止し、中央管轄のもとに駐留軍は辺境の軍区に配備すること、それ以外の兵員は僻地の開墾や省政府配下で警備に当たらせるよう考えていたが、その政治観が治水事業という具体策となったのである。

すでに1924年11月、唐文治が劉河の浚濬工事を戦後の救済事業の代わりとする案を提起し、王もこれに賛同し、従来の無責任な人夫雇用の刷新を期待していた（1924.11.18）。また王自身も、善後委員会より前に、「地方自治の重要なものは、水利であり、道路であり、戸籍であり、学校であり、警察である」とし、「〔崇明で〕自治を行おうとするならば、必ず先に保坍〔崩落防止〕を行うのであり、それは家屋の建築で必ず先に基盤を固めるのと同じである」と述べ、急務を説く「保坍説」を執筆し（1925.3.20）、経費調達を待ちつつ、堡口付近の測量をし、工事を準備していた（3.25）。このような背景のもと、江蘇省の軍部領袖である盧永祥が「廢督裁兵」を公認し、善後委員会という軍属リーダーに士紳が直接意見を提出する機会が設けられたことにより、王は本案を通じて、かねてより主張していた諸々の施策（すなわち省議会以外の新議会において、裁兵の実施、治水事業による善後策の実施、自身の専門分野である水利に

おける軍人に対する主導権の獲得)を叶えようとしたと思われる。王は、4月14日の第2次委員会において、「江蘇省財政の破壊は、軍事が原因である。軍事が起こる原因は、軍人が服従を誤っているからである。今後軍人は長官に服従しつつ、民意に服従すべきことを希望する。宣撫使には所属部隊にこの意義を明示し矯正していただくよう期待する」と発言し⁽⁴¹⁾、「民意」代表たる郷紳・商紳の主導権回復を示唆した(下線は筆者による)。

提議後、王は本案の成立に向けての署名を集めた。まず、提議翌日の昼食会において張仲仁、錢強齋、陳陶遺、沈思齊、蘇民生、張退庵、吳寄塵、黃伯雨、馬雋卿、王甸伯、袁觀瀾の署名を取り付け、旧督署における談話会において黃允之、鍾叔進、郝心源、貝哉安、季小松、黃任之、曾孟樸、徐錫丞、徐蘭墅の署名を得て、盧永祥に転送した(4.13、人名は原文ママ)。この20名は、海属と常属の士紳を除くすべての旧府代表と省教育会及び南京と蘇州の総商会の会長、さらに実業庁や金陵道尹等である。王は直接盧永祥と面会し、本件について盧は頗る賛成と述べた(4.15)。その後、該案について日記に記載はないが、『申報』によれば、5月5日の第5次委員会にて可決し、特別審査会を組織して審査に付すことが決議され、王清穆、黃伯雨、白俊卿、陳燮軒、張雲山、沙雲秋、徐果人、許鶴丞、沈伊長が審査員に選出された⁽⁴²⁾。審査は、同時に提出されていた盧永祥の「寓兵於工」(屯墾、開河、築路に兵員を従事させる)案とまとめて行われた⁽⁴³⁾。5月19日、第9次委員会にて、王は審査委員長の黃伯雨に代わり、盧永祥の「寓兵於工」案は「意義、方法ともに良し」とする審査結果を報告した⁽⁴⁴⁾。

善後委員会では、6月10日に閉会するまでの間、全15回の協議が行われた。王が日記に善後委員会会議について記しているのは(4.10、4.12、4.13、4.14、4.15、4.26、5.1、5.26、6.8、6.12)である⁽⁴⁵⁾。ただし、5月6日から21日までは日記が空白となっており、その間の詳細は不明である。善後委員会に王が提議したのは、上述の兵員による太湖水利事業案(4.12、4.13)、アヘン禁止案(5.26)であり、後者では王が起草した「禁煙辦法大綱」が可決した。

しかし、善後委員会の諸決定は、財政部が塩税の協餉を拒否したため経費調達が行き詰まり、さらに8月には盧永祥が宣撫使と督辦を辞職し、実施困難となった⁽⁴⁶⁾。8月に王は人を派遣し、太湖潦淺軍について方法を鄭謙省長と相談しており⁽⁴⁷⁾、王の提案は実現できていなかったことがわかる。善後会議終了後も、太湖水利局の維持と水利事業の実現に向けて、経費を浙江財政庁に督促するよう錢塘道尹陳翱(飲廉)に依頼したり(6.20)、義和団賠償金返還金を支給するよう張一麐に相談したり(10.5)、王が資金調達に苦心するようすが日記から窺える。

(3) 政治会議

善後会議後、7月に入ると、王は上海・松江をめぐる奉天軍と浙江軍の戦争の気配を感じ、浙江省錢塘道尹であり崇明出身の陳翱に孫伝芳と密談し、戦争を回避するよう手紙で依頼した(7.8)。また、鄭謙省長にも解決を依頼し(7.10)、江蘇督辦に就任した楊宇霆に開戦の意図は

ないことを人づてに確認している(9.26)。しかし、10月には奉浙戦争が開始し、11月には孫伝芳が勝利し、浙閩蘇皖贛五省連軍総司令となって5省一帯を治めることとなる。孫は北京政府の裁可なしに省行政の人事を進め、陳陶遺が江蘇省長に就任した⁽⁴⁸⁾。

陳陶遺は、1912年の国民党江蘇支部長となった経験を持ち、江蘇省自治運動でも活躍した人物である⁽⁴⁹⁾。陳は孫伝芳の認可の下、省議会に代わる省参事会の設立を進め、前段階として12月20日に政治会議を開き、江蘇省内の各法団(省議会を除く)と各属士紳を招集し、方法を検討すると発表した⁽⁵⁰⁾。メンバーは以下のとおりである。確認できた限りでは、下線で示したとおり、全46人中29人が元善後委員会会員であった。

政治会議メンバー一覧

『申報』1925.12.14より作成

(省教育会) 袁觀瀾, 黄任之	(上海総商会) 虞洽卿, 方椒伯 (南京総商会) 甘仲琴, 蘇民生 (蘇州総商会) 貝戡安, 季小松 (通崇海総商会) 江導珉, 高楚秋
(省農会) 徐週瀾	(上海銀行公会) 倪遠甫 (南京銀行公会) 許仲衡 (南京交通銀行) 盛竹書
(各属士紳) 馮夢華 [煦], 張退菴 [管], 張奮菴 [審], 仇徠之 [繼恒], 唐蔚芝 [文治], 王丹揆 [清穆], 張仲仁 [一塵], 黄伯雨 [以霖], 鄧孝先 [邦述], 魏梅森 [家驊], 惲禹九 [毓昌], 費仲深 [樹蔚], 錢強齋 [崇固], 沈思齊 [維賢], 徐果人 [馥如], 李平書 [安曾], 張雲生, 馬雋卿 [士杰], 姚子謙 [文楠], 吳寄塵 [兆曾], 史量才 [家修], 王叔相 [宝槐], 錢選青, (印銘詮), 王甸伯 [汝圻], 許鶴丞, 楊翰西 [寿楣], 郝心源 [心垣, 儒琳], 周毅人 [樹年], 沈仲長, 鮑執之, 封曉亭	

氏名は原文に準じた。[]に『民国人物大辞典』等により別名を補足。下線は筆者による。

この時、王清穆は北京におり、在京江蘇士紳と善後策について連日相談していた。既述のとおり、王は孫伝芳に江蘇省・浙江省・安徽省における「廃督裁兵」を建議したうえで、軍事費削減による財政整頓の希望、軍人のアヘン禁止による肅清の希望、無頼の徒の取り締まりや被災者救済を進言した(11.17)。かつて浙江省自治運動の推進者であり段政権の善後会議代表でもあった屈映光と会い、この廃督の建議について賛同を得、段執政に何度も提起し、数省の連合で進言することを勧められている(11.23)。

さらに、江蘇会館における江蘇兵災籌賑会の宴会に参加し、関税に災害義援金を追徴する場合の用途について議論し、趙釗秋が水利工程に使うよう主張したのに対し、王は具体策を提起した(11.29)。その後、在京同郷との決議として、王は陳省長に書簡で関税に義援金を付加する案を伝えた。その内容は、江蘇省の割当てを半分ずつに分け、江北の戦災救済費と江南の徒陽運河と劉河の工事費とし、それぞれ委員会を設置して事業を補助すること、工事の技術員は太湖水利局が選出し委託すること、江北の事業費は馮煦に預け、江南の工事費は江蘇銀行に置

き、王清穆ら郷紳が運用すること、というものであった (12.22)。善後会議における主張を引き継ぎ、兵員の動員には触れず、資金源や工事地点を限定し、具体化した案であることがわかる。本件については、上海の江蘇兵災各県善後連合会から王に工事を依頼する公文書簡が届き、王がこれを承諾している (12.30)。王はさらに会辦の潘子義に本件を伝え、測量をして準備に着手するよう指示し (12.31)、在京士紳とも会合して伝え、陳省長に書簡で諮ることを決めた (1926.1.2, 1.18)。その結果、本件は7万5千円の支給を受けたものの、王が南京に戻った後、はからずも華洋委員会や防災会の当局が事業そのものを「知らない」ことが発覚し、振り出しに戻ってしまう (1.24)。

5. 歴史観—戦争と仁義道徳

最後に、王清穆の救済と自治の主張にみえる儒教的な思想について考察したい。王清穆は民国期の郷里の状況を、次のように語る。

およそ革命以来、地方の藩、府が雄を称え、中枢は制御を失い、驕った將軍や無駄な兵が金銭と米を毎年のように消耗した。江浙は礼儀の邦であり、全国の文化が集まる場所だ。〔それなのに〕みじめに戦禍を蒙り、恨みと痛みが骨の髄まで染みている。戦いに背けば焼き討ちと略奪を頂戴し、戦えば工商の提供を責め立てられる。(1925.3.3)

王は江浙戦争による混乱の原因を軍人支配と道徳の退廃にもとめ、政治は道徳によるべきという歴史観をしばしば示している。すでに述べたとおり、「道徳と廉恥」を基本とすれば、国政も省政も制度は問題ではないというのが、王の基本姿勢であった (1924.11.5, 11.13)。王の民国政治に対する認識は、道徳の乱れた不正常的な状態であった。

清朝が滅びたのは、偽立憲により滅びたのだ。民国の乱れは、偽共和により乱れたのだ。君主制であろうと民主制であろうと、治政はすべて道徳をおもとし、法律によって支えるものである。清末以来、人心は正ならず、綱紀はなくなり、民国に入ると放縦さは益々激しくなり、権を争って利を奪うことが、上下とも当たり前になった (9.30)。

江浙戦争開戦を報道で知ると、「個人の権利の争いによって、国家の軍隊を犠牲にし、地方の無数の生命がこのために捧げられる」と嘆き (9.4)、また、戦禍の原因を軍事工場であった上海製造局とみなし、「民国の総統が軍人出身であり、こぞって賄賂選挙を行うとは、実に国民の大恥であり、批判し正さねば、全国統一の望みは永遠にない」とし、武力は分離崩壊と報復合戦を生み、人民を苦しめ、「武力統一」などは荒唐無稽と痛烈に批判している (9.9)。こ

のように私利私欲が跋扈し、選挙制度などは悪用され、軍事力増強により分断は進む一方であるという認識が上述の現状認識につながっていた。

(1) 「仁義」

王のいう「偽共和」とは何か。王はしばしば曹錕の賄選を悪い例として言及し(9.9, 10.29, 11.27, 12.29)、逆に浙江省や盧永祥が反対声明を述べたことを評価しており(9.21, 12.21)、賄選が「偽共和」の最たる例であることはまちがいない。また、顔惠慶國務総理の「共和国家は責任内閣制を採用しているため、総理の実施方針は民意の賛否を見るべき」という返信を引用したり(10.23)、王が江浙戦争後の善後処理の請願運動について、「民意に合うことを求めるならば張仲仁〔一磨〕様をおいて他にいない」と期待を寄せたり(10.12)、上述の善後委員会において軍人に「民意」への「服従」を求めたりする表現からみれば、民間の士紳の意見〔民意〕を反映する政治こそが共和制だと考えていた可能性が高い。

さらに王は、軍人の野蛮な武力行使や秩序破壊の暴挙を「不仁」として、忌み嫌った。江浙戦争の最中に第二次奉直戦争に戦局が拡大すると、「かの好戦的な者どもは〔惨状を〕顧みることなく、不仁たること実に甚だしい」と怒りをあらわにし(9.22)、路上に運搬用のラバの死骸があふれている状況を知ると、『孟子』の言「戦を善くする者は上刑に服す」を引き、「かの不仁にして高位にいる者どもは、人心を委ねるものではなく、天理と相容れるものではない」と批判した(10.10)。戦争を起こすだけでなく、敵の来襲もないのに常熟で傭兵が略奪を行い、人民を苦しめる野蛮さや(10.13)、戦争で負債が膨らむにも関わらず、省政の財政委員会も軍人に附和してばかりの状況を王は嘆く(11.3)。このように人民や行政に迷惑をかける軍人を「民政」から切り離す軍民分治を王が唱えてきたことはすでに述べた。さらに、北京政変によって溥儀が紫禁城から追い出されたことを知ると、「きわめて驚くべき事態」と述べ、本来は清室優待条件の修正を協商し、時期を定める準備が必要なにもかかわらず、「これらの軍人は仁義道徳とは何かを理解せず、ただ人さらいの手段を踏襲して無理やり威嚇するだけ」と批判した(11.8)。反対に、盧永祥が蘇皖宣撫使となり「廢督裁兵」を宣言した際、王は盧を「仁」「義」にあふれていると誉め、「土地を差し出して朝廷に帰し、武器を捨てて芸を講じる、共和の正しい軌道はこれを嚆矢とする」と称える電報を発した(1925.3.3)。

以上をまとめると、軍人統治をなくし、儒教道徳によって秩序が保たれ、士紳が国や地方の政治に参与し提言ができることを、王は理想の共和制だとみていたといえよう。なお、王は「保甲説」において、『大学』『孟子』を引き、人民と土地は不可分であり、保甲事業によって、全県の財力を集め協力する「合群」と工事の成功例を模倣する「互助」が行われ、仁義を実現するという意義を述べている(3.20)。王の自治活動や判断は「仁義」と不可分であった。

(2) 「是非」

王清穆は、「国事の紛乱は、国人が是非の区別をつけられないために起こった」(1924.11.27)とし、批判の矛先を国内輿論にも向けた。王は新聞に意見を投稿し、曹錕の賄選への賛助は「非」であり、停戦を促し和平を主張したことは「是」であるにも関わらず、輿論の態度が不明瞭であった現状を憂い、「世道人心」に関わる重要なこととして、「治国の道は是非を明らかにし、功罪を混同しないこと、また好悪を正すことである」と述べた(11.27)。そのうえで、軍民を混同することは「国民が許さず」、専門外である「保境安民」を軍人には成しえないとの見解を述べ、地方政治は軍人を関与させず、人民の救済に努めるべきと主張した(11.28)。

王はかねてより、「江蘇人は柔弱で臆病」で社会での争いに慣れず、道徳が機能しない風潮があると自虐的にとらえ(9.30)、江浙戦争での被害を浙江と比べ「江蘇の方が大きかった」とし(9.30, 10.8)、軍事支援を得られなかった齊燮元のせいで複数の省の軍隊に江蘇省が攻められ、自業自得の事態になったと評した(10.8)。王は日記の中でしばしば齊燮元の臆病さや蒙昧さ、その配下の軍の規律のなさを非難したが、軍人は是非を理解しないままであるが、「我々」は是非をもとに人を鑑別し、公理を保つべきとも言っており(12.21)、「齊が江蘇に禍をもたらしたのは、実のところ、わが江蘇人がこれを養い育てた」と結論づけているように(1925.1.29)、王は政治や社会に対する士紳の先導的役割を重視し、自負していた。

それゆえに、上下の秩序、権限を乱すことは許しがたく、1925年5月23日に教育・実業連合会に参加し、演説した際には、次のように述べた。

民国以来、人倫の廃止を提唱し、かつ君臣の一倫は民国に不適用だと明言する者もいる。これは国内騒乱の大原因であり、紀綱が一掃され、秩序が残らず、こんなに危ないことがあるか。君臣の2字を、古人はもともと広い意味で述べられていたことを知らないのだ。今、国体は共和を掲げているとはいえ、総統は実は民国の「君」であり、内外各機関のリーダーで、その部下を統率して事を治める人は皆「君」であり、学校の長も「君」である。かの学生を主人と見なすことは、青年を大いに誤らせる。これを矯正してほしいと思う(5.23)。

明らかに、新文化運動における儒教批判や学生運動を意識した批判である。1910年代後半から、全国的にみて先駆的な活動を行った江蘇省教育会において、創立メンバーであり元副会長であった王清穆が、清末の開明士紳によく見られた言説を維持していることは興味深い。

このように秩序を重視するゆえに王は、戦災救済活動にせよ、水利事業の公共事業化にせよ、廢督裁兵運動にせよ、官治補助的な姿勢をとり、道徳を根拠として請願活動と新聞への投書を行ったと推測できる。日記に表れたように、齊燮元ら軍人に対しては強い嫌悪感を抱いていたが、行政機構の弾劾や刷新については上海の自治運動ほどには激しく追及せず、穏健な態度を

取った。しかし当時の政治トップの頻繁な交代、戦争による財政難及び事業停滞を前に、王の方式は限界があった。

皮肉なことに、江蘇省を統治した「軍閥」の盧永祥と孫伝芳が、真意はともかく、「廢督裁兵」を提唱し、郷紳・商紳と共同する方法をとり、協議の場を設けたほか、韓国鈞、陳陶遺ら江蘇出身の省長の就任によって「蘇人蘇治」を叶え、孫伝芳の北京政府の統制からの離脱により、江浙戦争前の和平公約の範囲でもあった上海周辺5省の秩序安定を事実上達成することになる。

おわりに

本稿では、『農隱廬日記』の記述を整理し、江浙戦争から奉浙戦争までの江南地域において、王清穆が「自治」へ期待を寄せ、地方で秩序回復を模索した経緯や心情を明らかにした。その内容は以下のとおりにまとめられる。

1. 王が一貫して目指したのは、自治による軍閥への抑制であり、「廢督裁兵」により地方自治を軍人支配から地域エリートの手に取り戻す「軍民分治」であった。特に、江浙戦争の事実上の原因とみなした上海製造局の売却、齊燮元の下野を望む請願を行った。これに対し、江蘇省統治の後任に盧永祥が就任して以降、王は「廢督裁兵」の方針の維持を求め、「自治」について直接語ることは少なくなった。

2. 江浙戦争時、王は停戦要求を発表するとともに、太倉・蘇州・崇明を主な活動範囲とし、血縁・地縁を駆使し、避難支援、戦況把握、炊き出し等を行った。1920年代前半の省議会を中心とした自治運動は江浙戦争により消沈したが、王が戦災救済を「民政機関と慈善団体の責任」とみなしたように、江蘇エリートの連携と自発的な活動は続行された。王は特に戦災救済策として、経済難を抱えていた太湖水利局の担当していた水利事業を公共事業化しようとし、1925年の善後会議、政治会議で主張と準備を続けた。

3. 戦災対応を進めるため、現行の省議会を批判し、江北・江南合同で60県による省レベルの新議会設立を主張した。盧永祥の善後会議、孫伝芳の政治会議の開催は、王ら士紳の期待に応える結果となり、公的な合議の場を提供した。

4. 王は中華民国の時局を「仁義」「是非」の乱れに根本的問題があるとみなし、折に触れ批判した。私利私欲に満ち、暴力的な軍人政治から正しい道徳や専門知識を有する士紳の意見が反映される政治への転換を「共和」のあるべき姿と考えた。また、新文化運動や省自治憲法など新しい価値観や制度の構築に対しては関心を払わず、儒教道徳による秩序の安定を重視する姿勢を維持していた。

なお、第二次奉直戦争のなかで、中華民国統治の再編を期待され、「国民革命」を掲げて北上した孫文は、やがてその遺志を継いだ蒋介石軍により国家統一を成し遂げる新しい流れを生み出していたが、王清穆は無関心である。日記には孫文についての記載は2つしかない。唯一見える王自身の意見は、曹錕選後の時局解決には黎元洪に総理職を継続してもらうのがよく、「南方で、曹錕に反対しておきながら、一方で孫文を推戴しようとする動きがあるが、北方〔曹錕擁立派〕の失態と同じである」と辛辣に批判したものであり、その場にいた国会議員の沙武曾らもこれに同調した（1923.7.12）。もう1つは、上海で馬相伯に会った際に、馬が時局を語り、孫文を「特に軽蔑する」と憤慨していた様子を記しているが、王自身の意見はない（1925.5.27）。1925年の新聞を賑わせた孫文の死去報道についても記載はない。

つまり、日記に表れた意識の範囲では、1924年から1925年にかけての王の周辺は、「国民革命」とほぼ関わりがなく、むしろ「軍閥」の下での戦災救済や善後会議に郷紳・商紳が省レベルで集結し、「廢督裁兵」や省議会再編、財政問題の解決をめぐり、地方自治の改革に参加した。それは、省憲法を制定して国家から独立した人事や財政の権限を得ようとする連省自治運動とは異なり、「廢督裁兵」による民政の秩序回復をめざした「省自治」の高揚だった。すでに国民党や共産党が組織的な運動を始めていた上海とは異なる状況である。

以上、王清穆の日記をもとに、従来の研究では触れられることの少なかった「軍閥」と江蘇エリートとの関係や、戦時下における地方自治運動の行方を、明らかにすることができた。なお、王の政治的態度には、戦前の蘇社が掲げた官治補助的かつエリートの専業を重視する傾向が見られ、江浙戦争後に活躍する江蘇エリートの人的構成や課題意識にも1920年代前半からの連続性が見られるが、本稿ではあくまで戦後を主眼に据えたため、詳細に検討できなかった。今後の課題としたい。

参考文献

- ・高田幸男・大澤肇『新史料からみる中国現代史：口述・電子化・地方文獻』東方書店、2010
- ・田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会：立憲・地方自治・地域エリート』研文出版、2010
- ・金子肇『近代中国の中央と地方』汲古書院、2008
- ・李国忠『民国時期中央与地方的關係』天津人民出版社、2004
- ・馮筱才『在商言商：政治变局中的江浙商人』上海社会科学院出版社、2004
- ・横山英・曾田三郎『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992
- ・浙江省政協文史資料委員会『浙江文史資料選輯第46輯：浙江近代金融業和金融家』浙江人民出版社、1992
- ・胡春惠『民初的地方主義与連省自治』正中書局、1983
- ・野沢豊『中国国民革命史の研究』青木書店、1974
- ・弓楷「江浙戦争前夕和平運動開展の原因探求」『江蘇第二師範学院学報』第32卷第8期、2016、p.83-p.90
- ・陳長河・殷華「從档案看1924年的江浙戦争」『歴史档案』第2期、1995、p.119-p.125

注

- (1) 笠原十九司「江浙戦争と上海自治運動」『中国国民革命史の研究』p.99
- (2) 笠原前掲論文 p.101-p.103；『浙江民国史料輯要上冊』、浙江省档案馆、p.389-422；陳長河・殷華「從檔案看 1924 年の江浙戦争」『歴史档案』p.121-p.124
- (3) 「時事日誌」『東方雜誌』第 22 卷第 4 号、p.151、p.153；金子肇『近代中国の中央と地方』p.312
- (4) 『浙江民国史料輯要上冊』p.429-p.432
- (5) 馮煦（1844-1927）原名は熙。字は夢華。江蘇省金壇の人。1886 年の進士。安徽布政使、安徽巡撫など。1910 年の水害に際し、查賑大臣に任ぜられる。民国後、督辦江淮賑務、『江南通志』編修。徐友春主編『民国人物大辞典』増訂版、河北人民出版社、2007、p.2042
- (6) 張謇（1853-1926）字は季直。齋翁、齋庵と号す。江蘇省南通県の人。1894 年、状元で科挙及第。1902 年、南通州師範学校、女子師範学校を設立。呂四塩業公司、油廠、麵粉廠、漁業公司等を経営。日本を視察。商部頭等顧問官、預備立憲公会副会長、江蘇教育総会会長、江蘇諮議局議長等を務める。辛亥革命後、統一党、次いで共和党理事。1913 年、督辦導准事宜、全国水利總裁、農商総長。晩年は南通で地方事業に参与。『民国人物大辞典』p.1754
- (7) 唐文治（1865-1954）字は穎侯、蔚芝と号す。晩年は茹経と号す。江蘇省太仓県の人。1892 年の進士。戸部主事。1898 年、総理衙門章京。1901 年、那桐の随員として日本に派遣。外務部への改組に伴い外務部権標司主事。1902 年、載振の随員としてイギリスに派遣。1903 年、商部右丞、次いで左丞。1906 年、工商部への改組に伴い左侍郎、署尚書。まもなく辞職。1907 年、上海高等実業学堂監督。1908 年、江蘇教育総会会長に当選。1920 年より国学専修館主講。『民国人物大辞典』p.1316
- (8) 馮筱才『在商言商：政治変局中的江浙商人』p.138-p.144
- (9) 盛竹書、鎮江の人。幕友出身。上海で泰東面粉廠を創設。1916 年、浙江興業銀行の漢口支店から上海支店經理となる。1922 年、張謇の推薦により、交通銀行上海支店經理となる。上海銀行公会会長。『浙江文史資料選輯第 46 輯：浙江近代金融業和金融家』p.43
- (10) 弓楷「江浙戦争前夕和平運動開展的原因探求」『江蘇第二師範学院学报』p.89
- (11) 張一麐（1867-1943）字は仲仁。江蘇省呉県の人。1903 年、経済特科。袁世凱の幕僚を経て、民国以後、蘇軍都督府民政司長、總統府秘書長、教育部総長などを歴任。後、帰郷して和平期成会、国会会議、蘇社、呉県善人橋農村改進社、呉中保墓会などの活動に参与。『呉県志』総纂。日中戦争中は重慶で国民参政会参政員を務める。『民国人物大辞典』p.1758
- (12) 笠原前掲論文 p.123
- (13) 『浙江民国史料輯要上冊』p.383-p.386
- (14) 活動の詳細は、前掲の笠原論文 p.121-p.123、馮前掲論文 p.160-p.180 を参照。
- (15) 「内外時評」『東方雜誌』22 卷第 6 号、p.6
- (16) 韓国鈞（1857-1942）字は紫石、止石、子石。江蘇省泰泉の人。1905 年、日本の農工商鉅業を視察。帰国後、陸軍參謀処総辦、鉅政調査局総辦、奉天各部署局長など。民国以後、江蘇省民政長、安徽省民政長、安徽巡按使、運河工程局會辦、江蘇省長などを歴任。泰源塩壘公司を経営。『民国人物大辞典』p.2657-p.2658
- (17) 田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会：立憲・地方自治・地域エリート』p.295-p.296
- (18) 金子前掲書 p.248
- (19) 田中前掲書 p.302-308
- (20) 田中前掲書 p.298、p.414
- (21) 章炳麟（1869-1936）名は学乘、のちに炳麟と改名。字は枚叔、梅叔。太炎と号す。浙江省余姚の人。幼いころ俞樾に経史を学ぶ。1902 年、日本で支那亡国二百四十二周年記念会を發起、清朝打倒を呼びかけた。また、蔡元培と中国教育会を組織し、愛国学者を創立した。1903 年、『蘇報』にて排滿革命論を發表したため投獄される。1906 年、中国同盟会に入り、『民報』主編となる。1909 年、光復会を復活させ会長となる。辛亥革命後帰国し、南京臨時大總統府枢密顧問に招聘され、上海で中華民國連合会（の

- ちの統一党) 会長に選ばれる。反袁闘争に参加したため軟禁され、袁世凱の死後、釈放される。1917年、広東大元帥府秘書長となる。1922年上海で連省自治促進会を組織。1924年中国国民党を脱退。1932年、蘇州に章氏国学講習会を設立。1936年、蘇州にて病死。『民国人物大辞典』 p.1703
- (22) 胡春惠『民初の地方主義と連省自治』 p.305
- (23) 金子前掲書、p.255-p.271
- (24) 本稿における王清穆の人的関係については、高田幸男・大澤肇『新史料からみる中国現代史：口述・電子化・地方文献』の小野寺史郎論文と夏冰論文、ならびに『近代中国研究彙報』（東洋文庫）連載の「王清穆『農隱廬日記』」註を参考とした。
- (25) 「江蘇兵災善後籌備会宣告」『申報』第2張（7）、1924.9.25
- (26) 「常州快信」『申報』第2張（6）、1924.9.28
- (27) 「南京快信」『申報』第2張（6）、1924.10.3
- (28) 「太倉兵災救濟會消息」『申報』第3張（10）、1924.9.16
- (29) 1924年11月5日、宝山兵災善後会会長の袁觀瀾が太倉・嘉定・松江・青浦・金山・昆山・宝山の7県の士紳を集めて「兵災各県善後連合会」を發起し、7日、江蘇省教育会にて成立大会を開いたのが原型とみられる（「上海辦理軍事善後之昨訊」『申報』第3張（9）、1924.11.7）。『民国十三年江蘇兵災調査紀実』（民国13年12月1日印）の発行者に「江蘇兵災各県善後連合会」、その横に「会址上海法租界寧波路六号」とある。
- (30) 「縁起」傅煥光他『民国十三年江蘇兵災調査紀実』1924、p.1、古籍網 <https://www.bookinlife.net/book-242570.html>
- (31) 朱愷儔（1882～1961）江蘇省太倉県劉河鎮の人。民国元年から、地方教育と衛生事業に従事。民国10年2月、郷里の振興のため、太倉旅滬人士と上海で初となる長距離バス会社「滬太長途汽車股份有限公司」を設立し、上海近代運輸業に大きな影響を与えた。「上海公路運輸志」上海地方志辦公室ホームページ <http://www.shtong.gov.cn/>
- (32) 単鎮（1876-1965）東筮と号す。1903年の進士。農工商部工務司郎中。民国以後、工商部首席秘書、江蘇審計分處處長、審計院第三庁庁長、無錫の国学専科学校教授、呉県公款公産管理処主任、呉県救濟院院長、私立豊備義倉董事長、呉県參議會參議員を歴任。夏冰「蘇州新史料の発掘と活用」『新史料からみる中国現代史』 p.329
- (33) 「省教育会幹事員常会紀」『申報』第3張（9）、「王政穆等廢督電之応声」同前第4張（十四）、1925.8.23；「蘇議員贊成廢督電」『申報』第2張（7）、1925.8.26
- (34) 費樹蔚（1883-1935）字は仲深、韋齋と号す。江蘇省呉江県の人。袁世凱の幕僚を経て、郵便部員外郎、京漢鐵路理事等。後、蘇州電気公司董事長、江豊銀行董事長、信孚銀行董事長、蘇州総商会特別会董等。『民国人物大辞典』 p.2099
- (35) 「蘇紳致齊燮元電」『申報』第2張（6）、1924.11.17
- (36) 「王清穆致董康孟森書」『申報』第4張（13）、1925.2.8
- (37) 金子前掲書 p.320-p.321
- (38) 金子前掲書、p.313
- (39) 「江蘇善後委員会紀事」『申報』第2張（6）、1925.3.30
- (40) 「江蘇善後委員会紀事」『申報』第3張（10）、1925.4.12
- (41) 「蘇善後委員会紀」『申報』第2張（6）、1925.4.16
- (42) 「国内専電：南京電」『申報』（4）、1925.5.6。同日に「蘇善後会中之要案一王清穆提議酌撥潦淺軍浚河」と題し、日記とはほぼ同じ議案が掲載されているが、末尾に22名の連名で署名が付いている点異なる。
- (43) 「蘇善後委員会中之要案一東南屯墾事之請願書」『申報』第2張（6）、1925.5.18
- (44) 「蘇善後委員会紀事」『申報』第3張（9）、1925.5.21
- (45) 委員会の出席者数は毎回変動しており、王も同様に、自身の提議後は会議を退出している。斜字体で示した4月26日は、会議を退出して郷里に居たところ、善後委員会に出席を促された。再度南京へ赴き

『農隱廬日記』にみる江浙戦争前後の江蘇エリートと「自治」の模索

出席するが、5月29日の会議には代理人を立てて不在であり（「蘇善後委員会第十一次開会紀」『申報』第3張（10）、1925.5.31）、6月8日と12日は閉会の様子について友人から聞いた、と日記に記載されている。

- (46) 金子前掲書、p.315
- (47) 「南京快信」『申報』第3張（11）、1925.8.21
- (48) 金子前掲書、p.326
- (49) 陳陶遺（1881?-1946）名は瑤、公瑤。字は道一、劍虹。道公、道遺、陶遺、陶怡と号す。江蘇省金山県の人。早稲田大学に留学、『醒獅』を刊行。光復会に加入、中国同盟会江蘇支部長。両江総督端方暗殺を試み失敗、入獄。辛亥革命に際し、各省都督府代表連合会江蘇代表、臨時參議院議員。後、黒龍江で東井墾植公司を経営。1925年、江蘇省長。『中国近現代人物名号大辞典』p.702-p.703
- (50) 「蘇省将開政治会議」『申報』第3張（9）、1925.12.14

Nongyinlu Diary: A Jiangsu Elite in Search of Local Autonomy during the Time of the Jiangsu-Zhejiang War, 1924-1925

OGAWA Yui

When the Jiangsu-Zhejiang War broke out in September 1924, Shanghai and its neighboring areas became a battlefield for the first time since the founding of the Republic of China. Wang Qingmu 王清穆 (1860-1941) was a gentry or elite in the Chongming 崇明 County, a close neighbor of Shanghai. He witnessed a very tense situation of this native area during the war and appealed against the war and gave relief to those who suffered from the warfare in the Jiangsu Province.

This paper discusses what problem-orientation Wang had and what countermeasure he took fully utilizing his personal relationships and information he gained during the war, based on the sections covering from June, 1924 to January, 1926 of his *Nongyinlu* 農隱廬 *Diary*. In particular, this paper analyzes the image of “local autonomy” Wang aimed at, paying special attention to the Inter-Provincial Autonomy Movement Wang mentions in the diary. The author also observes that Wang attempted to overcome the difficult situation depending on the keyword of “local autonomy,” taking into consideration the historical background at that time.

The author finds that Wang was not interested in the establishment of laws of provincial autonomy, a movement that rose in the 1920's in various regions. Rather, he considered two slogans important: *feidu caibing* 廢督裁兵 and *junmin fen zhi* 軍民分治. The former aimed at the abolition of the position of provincial military leader and concentrating the military authority in the central administration. The latter was a system by which the political affairs and military affairs were under two leaderships independent from each other. Wang argued for systems of local autonomy by which military personnel should not intervene the provincial administration and public services and views of local elite based on their professional knowledge should be reflected in the provincial administration.

For this reason, after the war, Wang represented the local gentry and actively participated in the relief committee headed by warlord LU Yongxiang 盧永祥 in control of the Jiangsu Province and the subsequent political conferences under the control of SUN Chuanfang 孫傳芳. Wang hoped for the reconstruction of local autonomy from the perspective of engineering water conservation that was his specialty. At the same time, Wang also maintained the Confucius moral and sought for the restoration of social order.

The author's analysis of the *Nongyinlu Diary* demonstrates a specific example of the moderate view maintained by a gentry during the time of turmoil characterized by frequent wars broken out by warlords and political transformation influenced by Nationalist Revolution. Such a moderate view of a gentry in the mid-1920's was not well-researched previously.

Keywords: Modern Chinese history, Jiangsu-Zhejiang War, local elites, local autonomy, warlords.